

岐阜県公報

第 七 百 五 号

令和 八 年 七 月 二 十 八 日

(火曜日)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定

公 示

- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 指定管理者の変更の届出

(砂 防 課) 三〇九
(同) 三〇九

(都 市 政 策 課) 三二〇
(公 園 緑 地 課) 三二三

告 示

岐阜県告示第三百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東帷子7	可児市東帷子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和八年七月二十八日

公 示		区域の名称 区域の所在地		区域の表示及び建築物に作 用すると想定 される衝撃に 関する事項	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
東帷子 7		可児市東帷子		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務 所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）		国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土 調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 令和八年七月二十八日 岐阜県知事 江 崎 禎 英			
一 調査を行った者の名称 高山市		二 調査を行った地域 高山市丹生川町日面の一部（日面）（） 三 調査を行った期間 令和三年九月から令和七年二月まで 四 地図及び簿冊の名称 高山市（丹生川町日面の一部）の地籍図 高山市（丹生川町日面の一部）の地籍簿 五 認証年月日			
一 調査を行った者の名称 高山市		二 調査を行った地域 高山市岩井町の一部（岩滝） 三 調査を行った期間 平成二十九年十月から令和七年三月まで 四 地図及び簿冊の名称 高山市（岩井町の一部）の地籍図 高山市（岩井町の一部）の地籍簿 五 認証年月日 令和八年六月二十九日 岐阜県知事 江 崎 禎 英			
一 調査を行った者の名称 高山市		二 調査を行った地域 高山市 三 調査を行った期間 令和八年七月二十八日 岐阜県知事 江 崎 禎 英			

高山市高根町日和田の一部（日和田）（一）

三 調査を行った期間

令和三年七月から令和六年十二月まで

四 地図及び簿冊の名称

高山市（高根町日和田の一部）の地籍図

高山市（高根町日和田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

多治見市笠原町の一部（神戸二・平園一）（一）

三 調査を行った期間

令和三年七月から令和七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

多治見市（笠原町の一部）の地籍図

多治見市（笠原町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市明世町の一部（戸狩二）

三 調査を行った期間

令和元年六月から令和七年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（明世町の一部）の地籍図

瑞浪市（明世町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市笠置町姫栗の一部（猪狩）

三 調査を行った期間

令和二年十一月から令和七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市（笠置町姫栗の一部）の地籍図

恵那市（笠置町姫栗の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

美濃加茂市伊深町の一部（伊深十）

三 調査を行った期間

令和三年十一月から令和七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬 XI）

三 調査を行った期間

令和三年九月から令和七年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図

下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡八百津町

二 調査を行った地域

加茂郡八百津町大字潮見の一部（潮見 一）

三 調査を行った期間

平成十八年十一月から令和七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡八百津町（大字潮見の一部）の地籍図

加茂郡八百津町（大字潮見の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字黒川の一部（黒川 一二）

三 調査を行った期間

令和二年四月から令和七年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍図

加茂郡白川町（大字黒川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和八年六月二十九日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字越原の一部（日向）

三 調査を行った期間

令和五年四月から令和七年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿
五 認証年月日
令和八年六月二十九日

。指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、世界淡水魚園（世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。）の指定管理者である株式会社オアシスパークから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

令和八年七月二十八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

（変更前）樋川 智雄

（変更後）小田切 須美

二 変更年月日

令和八年六月二十五日

令和八年七月二十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社